

## 優和のミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

### 東京電力の福島原子力発電所の事故による損害賠償の現状

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力の原子力発電所事故からまもなく、5年が経過しようとしています。しかし、いまだに東京電力は賠償金を支払い続けています。東京電力が公表している情報によれば、2016年1月現在で、賠償金の総額は5兆7,500億円を超えています。

原子力発電所事故による被害者は、多大で広範囲に及びます。避難による生活の困窮や倒産等を防ぐために、国が示した中間指針に基づいて、代表的な損害を類型化して、迅速・公正な賠償を行っています。一定の資格要件や条件を満たす場合には、定型化された損害額の算定方法を当てはめて、迅速に賠償金を支払う仕組みを構築しています。対象者で分類すると

- ①避難した住人等に対する個人賠償。
- ②法人・個人事業主に対する営業損害に関する賠償。
- ③地方自治体等に対する公共賠償。

に分けられます。

今回は、法人・個人事業主に対する賠償についてとりあげてみます。法人・個人事業主に対する賠償は、避難に伴う営業損害や事故による風評や出荷自粛等による減収等の賠償などがあります。損害額の計算方法は、原則として、原子力発電所事故の直前の事業年度の決算書に基づいて、事故がなければ得られたであろう逸失利益を算定します。逸失利益は、営業利益に固定費用を加算した貢献利益から貢献利益率を算出し、それに減収額を乗じることにより算出します。

この算定方法では、減収が続いていると賠償が続いていくことになり、売上が、事故前のレベルに達すると賠償金がもらえないために、事業を復興しようという意欲を失わせると指摘されております。避難している事業者等に対する賠償は仕方ないとしても、風評被害が終わったと思われるような事業でも、賠償を打ち切ろうとすると商工会などの団体が反対をして、簡単には賠償を打ち切るのは難しいようです。